

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務募集要領

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（以下「本校」という。）及び本校が設置する寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）の給食調理及び給食の調理に付随する業務の委託について、次のとおりプロポーザル方式により受託者を決定する。

1 業務概要

（１）業務名

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務

（２）業務目的

本校（学校教育法第１条及び第８０条の規定に基づく知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校）の生徒及び教職員等への昼食（以下「学校給食」という。）並びに寄宿舎で生活する本校生徒（以下「寄宿生」という。）及び寄宿舎指導員等への食事（以下「寄宿舎給食」という。）に係る調理及びこの調理に付随する業務を委託する。

（３）業務内容

「鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務委託仕様書（別添１）」のとおり

（４）契約期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（５）委託料

（３）の業務に係る委託料は、契約期間中の業務完了月の翌月に受託者からの請求に基づき支払うものとする。

（６）予算額

91,080 千円

契約期間中の合計予算額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 実施行程

本件業務に係る受託者決定までの日程は以下のとおりである。ただし、（６）以降の日程は現時点での予定であり、必要に応じて変更する場合がある。なお、（６）以降の手続き等に関して別添２「鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）の１に定める書類（以下「企画提案書等」という。）を提出した者（以下「参加者」という。）に適時通知を行う。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| （１）募集要領の交付 | 令和６年１１月１９日（火）から令和７年１月１７日（金）まで |
| （２）仕様に関する説明会 | 令和６年１２月９日（月） |
| （３）質問の受付 | 令和６年１１月１９日（火）から令和６年１２月１８日（水）まで |
| （４）質問に対する回答 | 令和６年１２月２６日（木） |
| （５）企画提案書等提出期限 | 令和７年１月２４日（金） |
| （６）プレゼンテーション | 令和７年２月上旬を予定 |
| （７）選定結果の通知 | 令和７年２月中旬（受託候補者決定） |
| （８）契約締結 | 令和７年２月下旬 |

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）法人格を有していること。
- （３）令和３年鳥取県告示第４５７号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参

加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「給食」に登録されている者であること。

なお、本件プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和6年12月13日(金)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (4) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。又は、本件業務開始までに鳥取県内に支店、営業所又はその他の事業所を設置する予定があること。
- (7) 鳥取県内で本件業務と同等の業務を現在受託している者、又は過去3年以内に受託し誠実に履行したと認められる者であること。
- (8) 本件調達の公告日から起算して、過去1年以内に労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた者でないこと。
- (9) 本件調達の公告日から起算して過去3年以内に、福祉施設又は学校における給食業務に係る食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。
- (10) この調達の公告日から起算して過去2年以内に、食品衛生法の規定による営業許可(飲食店営業)の取り消し処分を受けた者でないこと。
- (11) この調達の公告日から起算して過去3年以内に、地方自治法(昭和22年法律67号)第244条の2第11項の規定により鳥取県から給食調理業務に係る委託契約を解除された者、又は委託契約の締結を辞退した者でないこと。

4 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒689-2501 東伯郡琴浦町大字赤碕 1957 番地 1

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

(電 話) 0858-55-6477

(ファクシミリ) 0858-55-6466

(電子メール) kotonoura-s@g.torikyo.ed.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

(電 話) 0857-26-7431

- (3) 募集要領その他関係資料の交付

募集要領及び13の添付資料は、令和6年11月19日(火)から令和7年1月17日(金)までの間にインターネットの鳥取県立琴の浦高等特別支援学校ホームページ

(<http://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年11月19日（火）から令和7年1月17（金）日までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び令和6年12月29日（日）から令和7年1月3日（金）まで（以下「年末年始の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

5 質問の受付及び回答

（1）疑義の受付

本件業務に関する質問は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和6年12月18日（水）正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

（2）質疑に対する回答

（1）の質問については、令和6年12月26日（木）にインターネットの鳥取県立琴の浦高等特別支援学校ホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 仕様に関する説明会

本件業務の仕様書等の内容に関する説明会を次のとおり開催するので、参加を希望する者は令和6年12月6日（金）午後5時までに電子メール又はファクシミリにより4の（1）に参加申し込みを行うこと。なお、本説明会は、本件業務に係る参加資格要件ではない。また、説明会における質疑は受けないので、質問は5の（1）により行うこと。

（1）説明会の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月9日（月） 午後2時

イ 場所 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 応接室
（東伯郡琴浦町大字赤碕 1957 番地 1）

（2）参加申し込みについて

次の内容を電子メール又はファクシミリで申し込むこと。

ア 本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者の名称

イ 説明会参加者の所属、役職、氏名（複数人で参加する場合は、すべての説明会参加者について記載すること）

ウ 募集要領等書類（紙）の交付を希望する場合はその旨

エ 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長（以下「委託者」という。）から特に説明を求めたい項目、内容

7 企画提案書等の提出

（1）提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、「鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務企画提案書等作成要領（別添2）」（以下「作成要領」という。）に基づいて作成し、持参又は送付すること。なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

（2）提出場所

4の(1)に同じ。

(3) 提出期間及び時間

令和6年11月19日(火)から令和7年1月24日(金)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び年末年始の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出に当たっての留意事項

ア 参加者が提出する企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。但し、委託者は必要に応じて企画提案書等の内容の全部又は一部を使用することができるものとする。

イ 企画提案書等参加者が提出した書類は返却しない。

ウ 参加者の名称等は、委託者のホームページ等で本件業務に関する内容として公表する場合がある。

エ 提出された企画提案書等の書類及び審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は参加者の正当な利益を害する情報は、非開示となる。

オ 提出された企画提案書等について、再提出、訂正、又は差替え等の内容変更は、原則認めない。但し、委託者が再提出等の必要性を認め、指示した場合はこの限りでない。

カ 提出された企画提案書等の内容について、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務企画提案審査会(以下「審査会」という。)委員からの要請により追加資料の提出を求める場合がある。

キ 企画提案書等の提出については、本件業務に係る法令及び鳥取県条例規則を十分承知していること。

ク 企画提案書等の作成、提出に係る経費は、オの但し書き及びカの場合を含め、すべて参加者の負担とすること。

ケ 提出された企画提案書等の書類は、本件業務の目的以外には使用しない。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提出書類の内容に関する調査

委託者は、必要に応じて企画提案書等の記載内容について、参加者に問い合わせを行うことがある。この場合、参加者は問い合わせに必ず応じなければならない。

8 評価方法等

(1) 評価方法

学識経験者等の委員で構成する審査会において、次の評価基準に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。なお、審査にあたって参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 評価基準

受託候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選 定 基 準	審 査 項 目	配点
1	学校給食に対する理念、考え方が適切か。	○企画提案書1 ・基本的な考え方の適合性	5点
2	適切な給食調理を確実に実施できるものであるか。	○企画提案書2～14 ・栄養管理、献立に関すること	325点

		・食数管理に関すること ・行事並びに弁当調製に関すること ・給食材料の調達、地産地消等に関すること ・調理、盛りつけ、配膳等に関すること ・衛生管理に関すること	
3	業務を安定して行うために必要な人員が確保されているか。又、緊急時等の対応ができる体制であるか。	○企画提案書 15～19 ・有資格の職員確保に関すること ・適切な職員配置に関すること ・職員の教育、規律等の確保に関すること ・非常時及び事故発生時の対応に関すること ・記録及び報告に関すること	125点
4	業務実績、財政的基礎等業務遂行に必要な資力、体制を有しているか。	○企画提案書付属書類 ・受託実績 ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況	13点 注) 受注 実績 等で 変更 あり
5	管理に係る経費の効率化が図られるものであるか。	○委託料見積書 ・委託金額の妥当性	45点

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和7年2月上旬を予定しており、具体的な日時、場所については参加者に個別に通知する。

イ 場所 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（東伯郡琴浦町大字赤碕 1957-1）

(2) 条件

ア 指定時間までに（1）の会場に到着すること。なお、指定時間より10分以上遅刻した場合、又は、欠席した場合本件業務の審査を辞退したものとみなす。

イ プレゼンテーションの説明は一提案につき20分以内とすること。なお、参加者は3名までとすること。

ウ プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等機器の使用は認めない。

エ 審査会が事前に要請した場合を除き、追加資料等の配布は一切認めない。

10 選定方法等

(1) 選定方法

8により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、同点の場合は8の（2）評価基準の内、委託者が決定した重点項目の得点が高い者を上位とする。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(2) 受託候補者の決定

上記（1）の最優秀提案者を本件業務の受託候補者（以下「受託候補者」という。）として、契約交渉を開始する。なお、最優秀提案者が契約締結を辞退した場合、又は契約交渉が不成立となり契約締結ができない場合は、上記（1）の順位に従い、次点の参加者と契約交渉を行う。

(3) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する参加者は、審査対象から除外する。なお、(2)の決定を受けた受託候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

- ア 3の参加資格がないと認められたとき。
- イ 複数の事業計画書を提出したとき。
- ウ 審査会の委員に個別に接触したとき。
- エ 企画提案書等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- オ 7の(3)の期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- カ 企画提案書等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- キ その他不正な行為があったとき。

(4) 審査結果の公表

上記(1)の審査結果は、参加者へ書面で通知するとともに、参加者数、点数等を鳥取県立琴の浦高等特別支援学校ホームページ (<http://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>) で公表する。

(5) 審査会の審査結果に対する異議申出

- ア 参加者は、審査会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、委託者へ異議を申し出ることができる。この場合において、当該日数の計算に土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を含まない。
- イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面を4の(1)の場所に提出して行うこと。
 - (ア) 異議申出をする参加者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (イ) 異議申出の趣旨及び理由
 - (ウ) 審査結果を受け取った年月日及び異議申出の年月日
- ウ 委託者は、異議申出の理由に正当性があると認めたときは、これを審査会の審査に付し、受託候補者等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、その結果を参加者全員に通知するとともに、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校ホームページ (<http://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>) で公表する。なお、再審査結果に対する異議の申出はできないものとする。また、同一案件について、他の参加者からの異議申出は受け付けない。

11 契約の締結

(1) 契約交渉

委託者及び受託候補者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議を行う。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。協議内容が成立した場合、委託者の指定する期日までに受託候補者は本件業務に係る各年度の委託料見積書を提出するものとする。協議が不調のときは、10の(1)により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約締結

委託者は、(1)で提出された各年度の委託料見積書により見積合わせを行い、見積金額を適正価格と認めた場合は受託候補者と書面により契約を締結するものとする。

(3) 契約の内容として予定する項目

- ア 契約の相手方(以下「受託者」という。)の責務
- イ 業務の内容に関する事項
- ウ 県が支払う委託料の額及び支払方法等に関する事項
- エ 記録及び報告に関する事項

- オ 適正な業務の遂行が困難になった場合の措置等に関する事項
- カ 責任分担に関する事項
- キ 個人情報保護その他の管理上の留意事項
- ク その他

(4) 著作権の取扱い

最優秀提案者に選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

12 契約保証金

受託候補者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

13 添付資料

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務委託仕様書（別添1）
- (2) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務企画提案書等作成要領（別添2）
- (3) 基本献立表（別添3）
- (4) 質問書（様式第1号）

14 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 受託者は、本件業務の全部又は一部を、委託者の書面による許可なくして第三者に請け負わせ、若しくは代行させ、又は施設等を使用若しくは利用させてはならない。
- (2) 本件業務期間中に受託者から調理施設の改修を伴う提案があった場合において、その提案の内容に応じ、委託者が施設の改修を行う場合がある。
- (3) 次に掲げる場合には契約を解除することがある。
 - ア 受託者の責に帰すべき理由により、業務を遂行する見込みがないと委託者が認めたとき。
 - イ この契約の履行について、不正の行為があったとき。
 - ウ 受託者の故意又は過失により、委託者に重大な損害を与えたとき。
 - エ 受託者の故意又は過失により、この契約の業務を行うにあたり、第三者に重大な損害を与えたとき。
 - オ 関係諸法令及びこの契約の各条項に違反し、委託者及び所管官庁が改善を指示しても改善されないとき。
 - カ 受託者が銀行取引停止処分、差押、仮差押、競売、強制執行等の申立てを受けたとき又は破産、会社更生法適用、和議等の申立てが行われたとき。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ク 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。